

北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年9月15日 制定

令和2年9月15日 改正

令和5年9月15日 改正

令和8年9月15日 改正

北秋田市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられた。

北秋田市においては、米代川、小又川、阿仁川等河川地域沿線を中心に平地では稲作が盛んである。丘陵地では畑、草地等が混在した利用がなされ、一部の台地及び傾斜地では樹園地として利用されている。

しかし、中山間地域も多く、農業者の高齢化を背景とする遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

北秋田市では、遊休農地率1%以下、農地の集積率70パーセント以上の基準を満たしており、農地利用最適化推進委員を置かないこととしているが、以上の観点から、「農業委員会等に関する法律」第7条1項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を行い、それを通じて「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、北秋田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する秋田県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する北秋田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和8年3月)	6,040.0 ha	13.6 ha	0.23 %
3年後の目標 (令和11年3月)	5,950.0 ha	8.9 ha	0.15 %
目 標 (令和18年3月)	5,740.0 ha	8.6 ha	0.15 %

【目標設定の考え方】

令和8年3月の目標を継続し0.15%とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員を5の区域に分け、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判定」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	6,040.0 ha	5,374 ha	89.0 %
3年後の目標 (令和11年3月)	5,950.0 ha	5,355 ha	90.0 %
目 標 (令和18年3月)	5,740.0 ha	5,166 ha	90.0 %

【目標設定の考え方】

「北秋田市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」により集積率を90%とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、現状の把握に努めるとともに、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに向け、北秋田市農林課と連携を進める。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリストアップを行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱いについて

農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱いについては、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和8年3月）	1 人 （0.6 ha）	0 法人 （ ha）
3年後の目標 （令和11年3月）	6 人 （6.0 ha）	2 法人 （20.0 ha）
目 標 （令和18年3月）	6 人 （6.0 ha）	2 法人 （20.0 ha）

※個人は1ha、法人は10haとして想定

【目標設定の考え方】

新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算する。

※ 「新規参入者」とは、個人については、農業従事経験の有無を問わず、過去1年間に土地や資金等を独自に調達し、新規で農業経営を開始した経営の責任者をいう。ただし、農家出身でUターンや退職等を機に、相続・分家等により親の農地を譲り受けて農業経営を開始した者は含まない。法人については、過去1年間に土地や資金等を独自に調達し、新規で農業経営を開始した農地所有適格法人及び解除条件付きで貸借の許可を受けた一般法人等をいう。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市、県、農地中間管理機構、農協等と連携し、新規参入希望者の情報を共有し、各種補助制度や有利な融資制度に関する情報のほか、主に農地に関する情報を提供する役割を担うとともに、農地所有者との架け橋となる支援活動を行うことにより、新規参入の促進を図る。

② 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の新規参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の促進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

北秋田市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、北秋田市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力